

解するに努めたるも、最早類勢は如何とし施し難き状態に到れり
之より曩所詭龍城事件の偶發するや、大衆党並に組合幹部
中、最早争議は打切る可き秋なりとするもの現はれ、翌廿一日深
更警察部長印を訪ひ、密かに争議打切方につき何分の盡力を
乞ふ處あり、猶廿二日に至りては、大衆党並に労働組合の幹部数
名文、特高課長等に同じく懇願する處ありき

爾來、争議團の形勢日に非にして、事態現状のまゝにて推移せんか、
争議の前途又憂ふ可きものあるを思はしむるに至り、暗黙の裡
打切の気運漸く動き、遂に七月十一日に至り、治安維持の見地より、
大竹警察部長先づ争議團に向つて争議打切の勸告(午後二時)
をなしたる處、争議團直ちに之に服し、次いで會社亦快く之に従
ひ(午後三時)、依つて田中特高課長、芳谷朝日橋署長等の斡旋
により、徑々折衝を重ね、その間迂餘曲折を経、三十五時間余にし

て、遂に勞資双方の意思漸く疎通し、茲に急轉直下、八旬に餘る
争議も全く解決を見るに至れり、時に十二日午前一時半
右解決に際し、特高課長より提示せられ、勞資双方隔意なく諒承
したる要長尤の如し

記

- 一、今回の争議に關し、既に解雇せられたる者一〇三名に對しては、前
に通知したる退職手當の外、家族救護の爲、金四万円也を追加
せられたき事
- 二、争議團に屬する在籍職工にして、來る十五日迄に任意退職の申
出をなす者に對しては、此の際、特に會社の都合による解雇とし
ての退職手當を支給せられたき事
- 三、右此度の争議に關し、解雇せられ又は今回退職したる全員に對
し、此の際諸般の事情を考慮し、特別手當金若干を支給せり